

高知県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準案について（概要）

1 作成の趣旨

高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づく開示請求に対する開示・非開示等の判断基準については、これまで「高知県情報公開条例解釈運用基準」を公表し、対応してきた。

この度、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、非開示情報を追加するなど情報公開条例の一部改正等を行ったことから、改めて高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第5条の審査基準として見直しを図ることとし、については、審査基準の策定に当たり、同条例第38条第1項の規定に基づき、意見公募手続を実施するものである。

2 主な内容

- (1) 開示・非開示等の基本的な考え方について定めた。（第1関係）
- (2) 公文書該当性の判断について、高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号）に規定する公文書に該当するかどうかにより行うこととした。（第2関係）
- (3) 非開示情報該当性の判断基準について定めた。（第3関係）
- (4) 部分開示、公益上の理由による開示及び公文書の存否に関する情報に関する判断基準について定めた。（第4から第6まで関係）